



捨印



捨印

## 協定書

東御市長（以下「甲」という。）と事業者（東御市環境をよくする条例第2条第1項（5）に規定する特定事業者。以下「乙」という。）とは、乙が実施する事業（東御市環境をよくする条例第2条第1項（6）および（8）に規定する特定事業または開発事業。以下「事業」という。）に関して、以下のとおり協定を締結する。

乙の氏名または名称：信州ウッドパワー株式会社

事業の種類及び区分：開発事業 商工業用地造成（木質バイオマス発電事業）

事業を実施する場所：東御市羽毛山字五輪立 519番地1

### （信義・誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義、誠実をもってこの協定を忠実に履行しなければならない。

### （遵守の義務）

第2条 乙は、法令および東御市環境をよくする条例等を遵守し、公害および災害（以下「公害等」という。）の発生防止並びに環境保全に万全を期さなければならない。

### （確認）

第3条 乙は、事業に係る工事が完成したときは、すみやかに甲に事業完了の届出をし、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、前項の確認において改善の必要があると認められた場合は、甲の指示に従い必要な措置を講じるものとする。

3 乙は、事業計画の変更または増設しようとするときも前項と同様とする。

### （道路計画）

第4条 乙は、事業に必要な幹線および支線道路を整備する場合には、甲の地域開発計画に協力するものとし、甲の指導のもとにすべて舗装し、側溝は流末先まで完全なものを設置するとともに、安全施設等も乙の負担において整備するものとする。

### （用水計画）

第5条 乙は、事業において水道を必要とする場合には、水道計画について市水道管理者と協議し、具体的な指示を受けて施工しなければならない。

### （排水計画）

第6条 乙は、事業に伴う汚水、雨水および泥水等の処理については、市下水道管理者および甲の指示に従い、下水道接続または浄化槽、沈殿槽、浸透井等の処理施設の設置等により適切に処理し、隣接地その他へ影響がないようにしなければならない。

2 前項の流末処理を河川又は側溝等に放流する場合は、関係地域住民の代表並びに関係水利権者と協議し、承諾を得るものとする。

捺印

捺印

(公害防止及び防災計画)

第7条 乙は、事業に伴い必要と認められる公害防止及び防災施設については、甲の監督、指示に従って設計施工し、公害等の発生防止について万全を期さなければならない。

2 前項の公害防止及び防災施設は、他の施設および工事に先行して施工しなければならない。

(公害等発生の措置)

第8条 乙は、前各条の措置を講じたにもかかわらず公害等の発生のおそれが生じ、または公害等が発生した場合は、甲と協議のうえ甲の指示に従い、乙の責任においてすみやかに必要な措置を講じなければならない。

(権利義務の承継)

第9条 乙は、乙の計画した事業を第三者に譲渡もしくは移転したときは、本協定に定めた事項のすべてを承継し、乙の負担する権利義務は、乙および譲受人が連帯してその責任を負うものとする。

(定めのない事項の処理)

第10条 本協定に定めのない事項については、法令に定めるところによるもののほか、甲乙協議のうえ処理するものとする。

(協定実施の期日)

第11条 この協定は、平成 20 年 11 月 19 日から実施する。

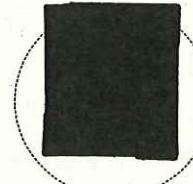
上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙各1通を所有する。

平成 20 年 11 月 19 日

(甲) 住 所 長野県東御市県281番地2  
氏 名 長野県東御市長 花岡 利夫



(乙) 住 所 長野県東御市羽毛山字五輪立519番地1  
信州ウッドパワー株式会社  
氏 名 代表取締役 陰山 恭男



捨印

捨印

(協定書別紙)

## 協定書第10条に基づく協議事項

【事業者：信州ウッドパワー株式会社】

協議（協定）事項		担当課等
1	想定を超えた降雨等により隣地等に影響を及ぼした場合は、事業者の責任において対応してください。	建設課
2	自営工事の計画内容が分かる書類を提出のうえ、管理係と事前協議願います。	
3	給水工事は、東御市指定工事店で施工してください。	上下水道課
4	受水槽の設置を検討してください。	
5	合併処理浄化槽区域です。	
6	文化財・埋蔵文化財は確認されていません。工事中に発見された場合は至急文化財係と協議をしてください。	教育課
7	近隣、周囲の環境保全に留意してください。	生活環境課 環境対策係
8	事業を着工する際は、地元区に必ず連絡してから行ってください。	
9	事業概要について、事業着工前や事業操業後変更等が生じた場合、地元区及び近隣へ十分な説明をしてください。	
10	事業実施にあたっては、開発事業者の責任において適切に実施してください。また、開発工事中においても、隣地等に影響及び諸問題が生じないよう、開発事業者の責任において適切に実施してください。	
11	東御市環境をよくする条例第30条の規定により、完了後7日以内に事業（完了・措置）届出書を提出してください（付近の見取図、同一場所の着工前・竣工写真を添付願います）。	
12	事業操業前、操業後を問わず、当該事業で苦情等諸問題が生じた場合は、事業者側で責任をもって対応しその解決を図ってください。	
	以下余白	

